

令和6年度沖縄総合事務局農業農村整備事業等補助事業評価
技術検討会（期中評価） 現地調査

開催日時：令和6年12月20日（金）11:00～12:00

場 所：沖縄県糸満市米須

対象地区：水利施設等保全高度化事業 真壁南地区

[現地調査の概要]

本地区の概要及び事業進捗状況等について説明を行い、既に畠地かんがい施設が整備された農地では、小菊やレタス等の高収益作物への転換が図られていることを確認した。

令和6年度 沖縄総合事務局農業農村整備事業等補助事業評価
技術検討会（期中評価） 議事録

開催日時：令和6年12月20日（金）13:15～15:15

場 所：沖縄総合事務局 土地改良総合事務所 会議室

対象地区：水利施設等保全高度化事業 真壁南地区、大座地区

[技術検討会の議事概要]

※冒頭、配付資料（資料7のP7）事業評価技術検討会設置要領の第2の2「座長は委員の互選により選出」に基づき、琉球大学農学部 仲村渠准教授を座長に選出。

【議事】

仲村渠座長：

それでは、事務局より各地区の概要、事業評価結果（案）について説明いただき、意見交換を行いますが、地区ごとに行いたいと思います。それでは真壁南地区から説明をお願いします。

事務局：

「真壁南地区」について配布資料（資料3）に沿って説明。

仲村渠座長：

説明ありがとうございました。では、ただいまの説明を踏まえ各委員より御意見をいただき、事務局、沖縄県より回答をいただきたいと思います。

まず、各委員から事前の御意見、御質問があるようでしたら事務局から説明をお願いします。

事務局：

委員から事前に御意見、御質問をいただいておりますので紹介とともに回答いたします。

まず、仲村渠委員から3点御質問をいただいております。

1点目は、事業進捗について、未整備区域の受益者から不満の声が挙がっていないか、と御質問がありました。

事業進捗については、早期整備の要望が挙がっていますが毎年2回程度の地元説明会において遅延理由等を説明し、概ね理解を得ているところです。

2点目は、洪水調整池の整備は、相続問題で着手が遅れており、洪水調整池周辺の畠かん整備は、相続問題と無関係と思われるが、畠かん整備が遅れている理由を教えてください、と御質問がありました。

畠かん整備の遅延理由として、約2.0km程度の区間にて、令和3年度から4年度にかけて、糸満市が主体の沖縄振興公共投資交付金を活用した農業集落排水事業と整備箇所が重複していたため、施工調整により洪水調整池周辺の畠かん整備着手に遅れが生じてしまったところです。

3点目は、畠かん散水状況写真には、スプリンクラー散水が確認出来るが、本事業はⅡ型給水栓整備計画でありながら、農家が自前でスプリンクラーを整備したとは考えにくいが、本事業でスプリンクラーが整備されたのか、と御質問がありました。

スプリンクラーは、本事業で整備しております。本地区は、野菜やハウスなどの多様な作付け体系であることから様々なかんがい方法が可能となるよう、サトウキビの計画作付面積分の移動式スプリンクラーを共同利用施設として、事業で購入し、沖縄本島南部土地改良区より受益者へ貸し出しを行っています。

照屋委員からも1点御質問をいただいておりますので、紹介とともに回答いたします。

沖縄県北部地域において本年11月に大雨による被害が発生したが、本地区で洪水調整池を整備することで湛水被害の防止を図るとあるが、どの程度の降雨なら耐えられるのか教えていただきたい、との御質問がありました。

本地区では、事業実施前の湛水被害が15.8haでしたが、土地改良事業の設計基準により10年に1回程度発生する降雨を対象として設計しており、273mm/日の降雨に耐えられる試算となっており、被害の防止を図ることを目的としています。今回、11月に発生した沖縄北部地域の豪雨では、東村で約500mm/日の降雨があり、本地区でも同様な降雨があった場合は、洪水調整池の効果で湛水被害が約半分の7.4ha分の湛水が軽減できると推測されます。

仲村渠委員：

事前の御質問等の紹介ありがとうございます。各委員から追加で確認したいことがあればよろしくお願ひします。

山本委員 :

午前中に真壁南地区の現地視察を行い、レタスや小菊等の様々な作付けの転換が確認でき、着実に事業が進んでいると印象を受けました。若い後継者がリターン帰省して就農したことや法人化して営農されている方などがおられると事業効果がより明確になると思われるので、事例があれば教えていただきたいです。

事務局 :

国営で優良経営体事例調査を実施しており、平成 17 年度に完了した国営沖縄本島南部地区内の受益者においてキクやモロヘイヤ等の農家は、若い方が営農していることを同調査で確認しています。

照屋委員 :

真壁南地区に限らず沖縄本島南部地区は、後継者も含め若い生産者が増えていると感じています。

仲村渠座長 :

畑かん整備の遅延理由として、令和 3 年度から令和 4 年度の農業集落排水事業との施工調整ということであるが、当初計画が、令和元年度完了予定としているため、畑かん整備が遅れている理由にならないのではないか。

沖縄県 :

当初計画段階において、給水栓配置を農家へ事前説明して了解を得ているが、工事着手前に再度説明を行うと、後継者など耕作者変更に伴い、給水栓位置変更の要望が多々あったことから、その調整を行うなど複合的な要因から遅れが生じてしまったところです。

照屋委員 :

移動式スプリンクラーの耐用年数と故障が生じた時の代替措置はなにがあるのか教えていただきたい。

事務局 :

管理している土地改良区からは、故障等の不具合報告はなく、耐用年数は 10~20 年程度あると考えています。なお、代替措置については、移動式スプリンクラーの補修などで補助事業を活用した事例はありません。

沖縄県 :

過去に固定式スプリンクラーを設置した地区において、多数の不具合等が生じて、事業実施のための一定面積を確保出来る場合は更新可能である。なお、移動式スプリンクラー

ラーの場合は、1地区の購入数がわずかであるため故障等の不具合があった場合は、ヘッドの交換等を管理している土地改良区の負担で行っています。

仲村渠委員 :

その他、確認したい点がなければ、大座地区の概要説明を事務局からお願いします。

事務局 :

「大座地区」について配布資料（資料5）に沿って説明。

仲村渠座長 :

説明ありがとうございました。では、ただいまの説明を踏まえ各委員より御意見をいただき、事務局、沖縄県より回答をいただきたいと思います。

まず、各委員から事前の御意見、御質問があるようでしたら事務局から説明をお願いします。

事務局 :

委員から事前に御意見、御質問をいただいておりますので紹介とともに回答いたします。

まず、仲村渠委員から2点御質問をいただいております。

1点目は、事業進捗について未整備区域の受益者から不満の声が挙がっていないか、と御質問がありました。

事業進捗については、早期整備の要望が挙がっていますが毎年2回程度の地元説明会において遅延理由等を説明し、概ね理解を得ているところです。

2点目は、東側ブロックの既設減圧施設付近の令和7年度以降整備予定範囲を令和6年度までに整備することが出来なかった理由を教えてください、と御質問がありました。

東側ブロックの既設減圧施設付近は、草地であり、跡継ぎもいないことから整備後に発生する水代等の賦課金支払いに懸念があり、事業参加に後ろ向きでした。現在は、地区内の担い手へ貸し出すことを前提に事業に参加していただいているところです。

照屋委員からも1点御質問をいただいておりますので、御紹介とともに回答いたします。

石垣島のパインアップル農家から畑かんの基礎材として、アルカリ成分のコーラルで埋設した農道側とそれ以外で生育状況を比較すると農道に埋設したコーラルが降雨の影響により、アルカリ成分がほ場まで流れ込んできたかは不明だが、農道側の生育が悪い気がすると伺ったことがある。パインアップルは、酸性土壌を好むが、本地区ではどのような対策をしているか教えていただきたい、と御質問がありました。

パインアップルを植付けていない地域では、石灰岩を碎いたアルカリ成分のコーラルを使用していますが、パインアップルの植付けが確認出来る範囲は、生育を考慮して、

アルカリ成分の少ないセメントやコンクリート骨材で使用しています。

仲村渠委員 :

事前の御質問等の紹介ありがとうございます。各委員から追加で確認したいことがあればよろしくお願ひします。

仲村渠委員 :

私から 2 点確認したい点があります。

1 つ目は、1-1 号減圧施設を令和 8 年度に完了予定としていますが、減圧施設を先に整備しないと散水出来ないと思われるため早期に整備出来ない理由を教えていただきたい。

2 つ目は、令和 5 年度までの進捗が、事業費ベースで 184 百万円の執行で進捗率が 35.9% となっています。畠地かんがい施設だと 9.0ha まで整備していることが確認出来ますが、令和 7 年度以降の整備量が 39.0ha で約 4 倍あり、令和 5 年度までの整備量よりも令和 7 年度以降の整備量が多いが、残事業費に不足せずに問題なく完了できるのか確認したい。

事務局 :

1 つ目の回答として、1-1 号減圧施設の散水エリアについては、先行事業である区画整理事業が整備未了のため未着手としています。

2 つ目の回答としては、令和 7 年度以降の整備箇所については、まず地権者が数名程度です。当初計画では畠作によるスプリンクラーかんがいを考えていたが、その後の地権者との調整により、草地を主として大区画化を図ることとしており、資料 5 の P 5 に添付している図面には、反映できておらず申し訳ありません。また、スプリンクラーではなく、必要箇所に給水栓の設置を検討しています。資料 5 の P 6 の面積だと表しにくいか、残事業費で問題なく完了できることを事業主体の沖縄県に確認している。

山本委員 :

事業効果も着実に発現しているため、予定通りに事業完了する様進めていただきたい。

仲村渠委員 :

これまでの意見を総括し、技術検討会委員が「第三者の意見」をとりまとめますので一旦休会いたします。

< 休 会 >

仲村渠座長 :

それでは、本技術検討会における再評価各地区の「第三者の意見」をとりまとめましたので、沖縄総合事務局より案を説明願います。

事務局 :

それでは、再評価各地区の「第三者の意見」について、読み上げます。

① 真壁南地区

本地区の令和5年度までの進捗率は64.7%であり、洪水調整池の用地取得が令和6年度で完了するため、順次整備を進め令和10年度に完了する見通しである。

本事業により既に施設が整備された農地では、かんがい用水施設の確保により、作物の品質向上及び小菊やレタス等の高収益作物へ転換がなされ、着実に効果が発現されている。

また、洪水調整池の整備により湛水被害が防止され、農業経営の安定も図られるこ^トからさらなる高収益作物への転換が促進されることに期待できる。

今後ともコスト縮減を図りつつ、受益者の意向も確認しながら事業完了に向けて着実に事業を推進し、さらなる効果発現に努められたい。

② 大座地区

本地区の令和5年度までの進捗率は35.9%であり、先行する関連事業（区画整理）関係者との調整や設計の見直しなどの遅延要因が令和6年度に解消されたことから、本事業の整備を順次進め令和10年度に完了する見通しである。

本事業により既に施設が整備された農地では、かんがい用水施設の確保により、作物の品質向上及びパインアップルやマンゴー等の高収益作物へ転換がなされ、着実に効果が発現されている。

今後ともコスト縮減を図りつつ、受益者の意向も確認しながら事業完了に向けて着実に事業を推進し、さらなる効果発現に努められたい。

仲村渠座長 :

「第三者の意見」について、改めて何か御意見等がありましたら、発言願います。

特ないようすので、技術検討会の「第三者の意見」については今読み上げていたいた内容とし、今後、文書にした際の表記の適正化等の修正については座長あずかりとし、委員各位には事務局より共有したうえで、補助事業管理委員会委員長に報告いたします。

それでは、再評価の審議について終了します、事務局から今後のスケジュールについて説明願います。

事務局 :

今後、来年2月末頃までに、今回いただいた「第三者の意見」を地区別資料（案）や評価結果書に盛り込み、農林水産本省へ報告します。農林水産本省で効果の数値等も含めて内容の確認がされた後、所定の手続きを経て3月末頃に農林水産省及び沖縄総合事務局HPに公表します。また、内容や数値等の修正を行った場合は、各委員に報告させていただきます。

仲村渠座長 :

今後のスケジュール等について何かございましたら発言をお願いします。
特ないようですので、進行を事務局にお返しします。

事務局 :

以上を持ちまして、令和6年度沖縄総合事務局農業農村整備事業等補助事業評価技術検討会（期中評価）を閉会させて頂きます。

以上